

事務事業事後評価表

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	ひとり親家庭支援事業		担当課【2】	子育て支援課			
			評価者(担当者)	濱治 裕子			
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤いきいきと暮らせる福祉のまちづくり					重点 施策【4】
	主要施策(節)	(4) 社会保障の充実					
	施策区分	(1) 子育て支援の充実					<input checked="" type="checkbox"/> 該当
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	<input type="checkbox"/> 市長公約 <input type="checkbox"/> 新市建設計画【 年度予定 : 金額 千円】 <input checked="" type="checkbox"/> 法令、県・市条例等【 児童扶養手当法、玉名市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 】 <input checked="" type="checkbox"/> その他の計画【 玉名市次世代育成支援行動計画(後期計画) 】 <input type="checkbox"/> 該当なし						
事業区分 【6】	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 義務的事业 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設の維持管理事業 <input type="checkbox"/> 内部管理事務 <input type="checkbox"/> 計画等の策定事務						
会計区分 【7】	<input checked="" type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 特別・企業会計【		】 款 3 項 2 目 3 細目 1				

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景 (どのような問題又は ニーズがあるのか) 【8】	離婚を原因とするひとり親家庭の比率が高まっているとともに、昨今の社会・経済の情勢から、低年齢化、低所得化の傾向が問題となっており、就労や経済面での支援が必要とされている。
対象(誰、何に対して) 【9】	ひとり親家庭の児童と父又は母及び寡婦
意図(どのような状態に したいのか) 【10】	生活支援や就労支援などによって、ひとり親家庭の自立を図る。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返し <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【 年度】 【 H17 年度から】 【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> その他【 】【
実施方法 【13】	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付 <input type="checkbox"/> その他【 】【
事務事業の具体的内容 【14】	①生活支援策としての児童扶養手当の支給 ②生活の安定と福祉の向上のため、医療費の一部を助成 ③自立のための職業能力開発を目的とした母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給 ④生活の負担軽減を図り、資格取得の促進を目的とした母子家庭等高等技能訓練促進費の支給 ⑤母子寡婦の福祉増進のため母子会へ補助金を交付
	事務事業を構成する細事業【15】 ⇒ ① 児童扶養手当事業 ② ひとり親家庭等医療費助成事業 ③ 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業 ④ 母子家庭等高等技能訓練促進事業 ⑤ 母子会補助金事業

《事務事業実施に係るコスト》

			H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度予算	全体計画	
投入 コスト	事業 費 (千 円)	国庫支出金	— %	96,145	94,021	96,570	101,475	
		県支出金	50 %	8,222	8,241	6,810	6,822	
		起債	%					
		受益者負担						
		その他						
		一般財源		196,074	194,463	194,915	203,018	
		【16】 小 計		300,441	296,725	298,295	311,315	0
		[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)		322	321	305	0	
	職人 員 件 の 費	職員人工数		1.30	1.50	1.50	1.50	
		職員の年間平均給与(千円)		5,685	5,610	5,610	5,610	
		【17】 小 計		7,391	8,415	8,415	8,415	
		合 計		307,832	305,140	306,710	319,730	

《事務事業の手段と活動指標》【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	H23実績	H24実績	H25実績	H26計画
① 児童扶養手当事業	ひとり親家庭等の児童のために所得に応じ手当を支給する。	受給者数	人	599	592	622	620
② ひとり親家庭等医療費助成事業	保険診療にかかる一部負担金の2/3を助成する。	受給者数	人	1,263	1,228	1,670	1,600
③ 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	自立促進のため対象講座を修了した場合に給付金を支給する。	給付金支給件数	件	0	0	1	2
④ 母子家庭等高等技能訓練促進事業	資格取得のため一定期間について促進費を支給する。	促進費支給件数	件	4	3	4	6
⑤ 母子会補助金事業	補助金を交付することにより母子会の事業支援を行う。	母子会行事開催回数	回	7	8	8	8

《事務事業の成果》【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	H23目標	H24目標	H25目標	H26目標
			H23実績	H24実績	H25実績	
1 ひとり親家庭等医療費助成事業助成件数	ひとり親家庭等医療費延べ助成件数	件	7,458	7,271	7,299	7,300
2 母子家庭等高等技能訓練促進費受給者の就業率	就業者/母子家庭等高等技能訓練促進費受給者	%	100	100	100	100

《事務事業の評価》

評価項目	評価の視点	評価	評価の説明
妥当性 (判定) A	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	昨今の社会・経済の情勢から、就労や経済面での厳しさが増しており、低所得化傾向にあるため、特に必要性が高まっている。廃止した場合、経済的困難につながり、子どもの健やかな育ちに支障がある。
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、役割が薄れていないか。	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	
有効性 (判定) A	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	
効率性 (判定) A	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	
	民間の活用【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	

《今後の方向性と改善》

今後の方向性【31】	<input type="checkbox"/> 拡充して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小を検討 <input type="checkbox"/> 休止・廃止を検討 <input type="checkbox"/> 細事業の効率化【 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 民間活用 <input type="checkbox"/> 他事業と統合 <input type="checkbox"/> 廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	離婚を原因とするひとり親家庭の比率が増加し、かつ低年齢化低所得化傾向が続く中で一定の成果が出ており、引き続き就労支援など必要に応じた支援を行っていく。
昨年からの見直し・改善状況【32】	特になし

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見【33】	ひとり親世帯の微増により、児童の健全育成のため支援を行う。母子家庭においては、低所得世帯が多く自立支援に力を入れたい。	評価責任者 中野 幸子
------------------	---	----------------